

企業集団内部統制に関する監査役職務確認書 2024 年（第 10 回改訂）版：新旧対照表

2024 年 3 月

[改訂共通事項]

- ① 巻末に【付表】としていた『「コロナ禍」を経た環境における監査上の留意点』は、2023 年 5 月に新型コロナが感染症法上の扱いが 5 類に移行したことに伴い、企業活動も正常化してきたため、今回改訂で廃止し、リモート業務、リモート監査に関連する事項等一部を確認書本体に取り込みました。
- ② 文脈を整えるためや単なる誤字の修正、及び「主な関連法令等」の改訂年月の変更等については、新旧対照表への記載を省略している場合があります。

【会社法編】

A. 親会社監査役としての親会社における監査役職務

Ⅲ. 子会社・関連会社を主管する統括本部等（担当取締役）の監査 監査のポイント 6（企業集団における情報処理の適正なシステム化） p.11

	2023 年版	2024 年版	理由・根拠
監査のポイント 6	<p>一般的に親会社の情報システム部門（担当取締役）が、企業集団全体の情報システムの構築、管理を主管します。一方、情報システム分野で企業集団全体を統括する部門（担当取締役）が不在な企業集団も少なくありません。企業集団内で構築される情報システムは、各社の規模、事業の性質、機関設計、その他の特質を踏まえつつ、親会社との連携や情報共有を保つことができる適切なものとなっている必要があります。システム監査が定期的に行われている場合は、目の届きにくい子会社・関連会社の情報システム面でのリスクは軽減されます。</p> <p>監査役は、これらの点を十分に監視しなければなりません。</p>	<p>一般的に親会社の情報システム部門（担当取締役）が、企業集団全体の情報システムの構築、管理を主管します。一方、情報システム分野で企業集団全体を統括する部門（担当取締役）が不在な企業集団も少なくありません。企業集団内で構築される情報システムは、各社の規模、事業の性質、機関設計、その他の特質を踏まえつつ、親会社との連携や情報共有を保つことができる適切なものとなっている必要があります。システム監査が定期的に行われている場合は、目の届きにくい子会社・関連会社の情報システム面でのリスクは軽減されます。</p> <p>また、情報セキュリティが社内に比べ脆弱な社外（主として自宅等）でのリモートワークの定着により、サイバー攻撃等のリスクが増加しています。統括本部等の指導の下、子会社・関係会社も含め、インフラとしての「システム」のセキュリティ脆弱性の見直し、社員等への情報セキュリティ教育の実施等が必要です。</p> <p>監査役は、これらの点を十分に監視しなければなりません。</p>	<p>「コロナ禍」を経た環境における監査上の留意点の廃止に伴う改訂。</p>
確認項目	<新設>	<p><input type="checkbox"/>47. 業務にリモートワークを利用している場合、子会社・関連会社も含めシステムのセキュリティ脆弱性に問題ないこと、利用する社員等への情報セキュリティ教育が十分に実施されていることを確認した。（以下項番繰り下げ）</p>	<p>「コロナ禍」を経た環境における監査上の留意点の廃止に伴う改訂。</p>

IV. 内部監査部門との連携 監査のポイント7 (内部監査の計画と結果の確認) p. 12

	2023年版	2024年版	理由・根拠
監査のポイント7	<p>監査役にとって内部監査部門との連携は重要です。内部監査部門による子会社・関連会社に対する内部監査の年度監査方針、重点往査対象、重点監査項目について説明を受け、企業集団内の子会社・関連会社に共通するリスク、及び各子会社・関連会社の固有のリスクについて十分に検討していることを確認する必要があります。</p> <p>親会社と子会社・関連会社との間の情報伝達、報告、承認許可などについて定めた規程類や契約が適切に運用されていることは、企業集団における内部監査では、重要な監査項目になります。</p> <p>内部監査結果については、その内容、指摘事項、指摘事項の是正完了見込み時期、フォローアップ監査の計画などを聴取します。</p>	<p>監査役にとって内部監査部門との連携は重要です。監査役は、内部監査部門による子会社・関連会社に対する内部監査の年度監査方針、重点往査対象、重点監査項目について説明を受け、企業集団内の子会社・関連会社に共通するリスク、及び各子会社・関連会社の固有のリスクについて十分に検討していることを確認する必要があります。また、内部監査にリモート監査を利用している場合は、リモート監査の限界や弱点（見逃しや改ざん発見の難しさ等）を認識して、関係部門の協力を得て多面的な情報収集等の工夫をしていることを確認する必要があります。</p> <p>親会社と子会社・関連会社との間の情報伝達、報告、承認許可などについて定めた規程類や契約が適切に運用されていることは、企業集団における内部監査では、重要な監査項目になります。</p> <p>内部監査結果については、その内容、指摘事項、指摘事項の是正完了見込み時期、フォローアップ監査の計画などを聴取します。</p>	<p>「コロナ禍」を経た環境における監査上の留意点の廃止に伴う改訂。</p> <p>また、主語を明確にする修正を行った。</p>

V. 会計監査人との連携 監査のポイント9 (会計監査人との連携) p. 15

	2023年版	2024年版	理由・根拠
監査のポイント9	<p>(注) 日本公認会計士協会 監査基準委員会報告書 600「グループ監査」には親会社の会計監査人(グループ監査チーム)が子会社・関連会社の会計監査人(構成単位の監査人)を関与させる場合の実務指針を定めている。この指針は国際監査基準 (ISA) 600 をベースとしており、海外子会社の公認会計士・監査法人も同様に ISA600 をベースとした各国の基準が適用される。</p> <p><新設></p>	<p>(注1) 日本公認会計士協会 監査基準委員会報告書 600 「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正、大規模監査法人は2024年4月1日以降開始する事業年度又は会計期間に係る監査に適用) には親会社の会計監査人(グループ監査人)が子会社・関連会社の会計監査人(構成単位の監査人)を関与させる場合の実務指針を定めている。この指針は国際監査基準 (ISA) 600 をベースとしており、海外子会社の公認会計士・監査法人も同様に ISA600 をベースとした各国の基準が適用される。</p> <p>(注2) 日本公認会計士協会「倫理規則」によれば、上場会社等と監査契約を締結している公認会計士又は監査法人(及びネットワーク・ファーム)が、当該会社(子会社等を含む)とアドバイザリー業務やコンサルティング業務等の非保証業務の契約をする場合、監査役の事前の了解を必要とする(日本公認会計士協会「倫理規則」セクション600 (R600.22) 2022年7月25日改正)。監査役(会)は企業集団内において事前了解するための手順・手続をあらかじめ定めておき、関係業務担当取締役と連携を図りつつ、会計監査人・監査人が監査業務において独立性を保持できているかを慎重に検討し回答する。</p>	<p>日本公認会計士協会 監査基準委員会報告書 600 の改正に伴う改訂。</p> <p>日本公認会計士協会 倫理規則改正に伴う改訂。</p>
	<追加>	○日本公認会計士協会「倫理規則」セクション 600 「監査業務依頼人に対する非保証業務の提供」(2022年7月25日改正)	(注2) を新設したため追加。

V. 会計監査人との連携 監査のポイント10 (親会社と子会社・関連会社の会計監査人が異なる場合) p. 16

	2023年版	2024年版	理由・根拠
監査のポイント10	<p>子会社・関連会社が契約する会計監査人が、親会社の契約する会計監査人と異なる場合があります。</p> <p>連結計算書類の監査に当たっては、親会社の契約する会計監査人は、重要な子会社・関連会社に自ら往査して監査意見を形成することが必要です。同時に、子会社・関連会社が契約する会計監査人に、当該会社に対する監査の結果についての意見を問い合わせることができます。</p>	<p>子会社・関連会社が契約する会計監査人が、親会社の契約する会計監査人と異なる場合があります。</p> <p>連結計算書類の監査に当たっては、親会社の契約する会計監査人は、重要な子会社・関連会社に自ら往査して監査意見を形成することが必要です。同時に、子会社・関連会社が契約する会計監査人と、当該会社に対する監査内容や監査結果について十分なコミュニケーションを行うことが重要です。監査役は、これらの点を確認する必要があります。</p>	<p>日本公認会計士協会 監査基準委員会報告書 600 の改正に伴う改訂。</p>

B. 親会社監査役としての子会社・関連会社における監査役職務

II. 子会社・関連会社の監査役との意見交換 監査のポイント12 (子会社・関連会社の監査役の監査活動と監査環境) p. 19

	2023年版	2024版	理由・根拠
監査のポイント12	<p>子会社・関連会社の監査は、子会社・関連会社の監査役が行うことに留意する必要があります。</p> <p>親会社監査役は、子会社・関連会社の監査役が代表取締役との意見交換やその他の監査活動を通じて得た認識について意見聴取し、子会社・関連会社における内部統制の運用・構築の状況を確認します。</p> <p>また、親会社監査役は、子会社・関連会社の監査役が監査役として行うべき標準的な職務を適切に行える体制にあるか否かについて、十分な関心を抱く必要があります。</p> <p>適切な監査環境にないと判断される場合は、親会社の代表取締役や統括本部等を担当する取締役等、あるいは子会社・関連会社の代表取締役等に意見を述べ、適宜改善を要望します。</p>	<p>子会社・関連会社の監査は、子会社・関連会社の監査役が行うことに留意する必要があります。</p> <p>親会社監査役は、子会社・関連会社の監査役が代表取締役との意見交換やその他の監査活動を通じて得た認識について意見聴取し、子会社・関連会社における内部統制の運用・構築の状況を確認します。</p> <p>また、親会社監査役は、子会社・関連会社の監査役が監査役として行うべき標準的な職務を適切に行える体制にあるか否かについて、十分な関心を抱く必要があります。</p> <p>昨今は監査役監査がリモートで実施される機会も増えていますが、監査のポイント7で述べたようなリモート監査の限界や弱点を認識した上で実施することも必要です。</p> <p>適切な監査環境にないと判断される場合は、親会社の代表取締役や統括本部等を担当する取締役等、あるいは子会社・関連会社の代表取締役等に意見を述べ、適宜改善を要望します。</p>	<p>「コロナ禍」を経た環境における監査上の留意点の廃止に伴う改訂。</p>
	<追加>	○監査懇話会「取締役職務執行確認書」4. 内部統制システムの構築・運用責任についての確認	確認項目 85. に言及があるため追加。

【金融商品取引法編】

金融商品取引法編に関しては、関連法令等のアップデート以外に今回の改訂事項はありません。